主治医の先生へのお願い

粒子線治療は体に負担が少なく、年齢や併存疾患等で他治療が選択できない患者さんも対象になります。しかし全ての病状に対して行える治療ではなく、各疾患の共通の条件として以下の項目を満たすことが必要になります。

また、兵庫県立粒子線医療センターでの診療内容は粒子線治療に限られますので、治療前後の検査や診療は、主治医の先生と共同で行う医療となりますのでご協力よろしくお願い申し上げます。

●一般的条件

１．全身状態：主要臓器機能が保たれていること。

２．約 30 分間の安静臥位もしくは坐位保持　(治療時体位保持)が可能であること。

●対象疾患

現段階での対象疾患は下記のとおりです。

１．陽子線治療及び重粒子線治療が保険診療で施行可能な疾患

限局性の骨軟部腫瘍（手術による根治的な治療法が困難なもの）

頭頸部悪性腫瘍（口腔、咽喉頭の扁平上皮がんを除く）

限局性及び局所進行性前立腺がん（転移を有するものを除く）

大型肝細胞がん（長径 4cm 以上かつ手術による根治的な治療法が困難なもの）

肝内胆管がん（手術による根治的な治療法が困難なもの）

局所進行膵がん（手術による根治的な治療法が困難なもの）

手術後に局所再発した大腸直腸がん（手術による根治的な治療法が困難なもの）

２．陽子線治療のみが保険診療で施行可能な疾患

小児腫瘍（限局性の固形悪性腫瘍に限る）

３．重粒子線治療のみが保険診療で施行可能な疾患

局所進行子宮頸部腺がん（手術による根治的な治療法が困難なもの）

４．陽子線治療が先進医療で施行可能な疾患

頭頸部悪性腫瘍（口腔、咽喉頭の扁平上皮がん)、肺・縦隔腫瘍、上記 1 以外の消化器腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る）

５．重粒子線治療が先進医療で施行可能な疾患

肺・縦隔腫瘍、上記 1 以外の消化器腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る）

６．陽子線治療及び重粒子線治療が自由診療で施行可能な疾患

上記の保険診療、先進医療で施行できない疾患だが、当院、兵庫県立がんセンター、兵庫県立リハビリテーション西播磨病院、神戸大学医学部附属病院、IHI 播磨病院の医師および医療スタッフによるキャンサーボードで認められた疾患

主治医の先生へのお願い

●費用について

1. 公的医療保険適用になる疾患

237 万 5 千円（限局性及び局所進行性前立腺がん以外）

160 万円（限局性及び局所進行性前立腺がん）

※自己負担割合は０～３割、高額療養費制度利用可能

※上記の金額以外に発生する診察、検査、薬代などについても公的医療保険を適用できます。

2. 先進医療の適用になる疾患

粒子線治療料：288 万 3 千円

※民間保険の先進医療特約の対象となる場合があります。

※診察、入院、投薬などの診療部分は健康保険の対象となりますので、一部負担となります。

3. 自由診療における費用

粒子線治療料：288 万 3 千円

※自由診療の場合、公的医療保険は利用できず診察、入院、投薬等の費用を含め、全額自己負担となります。

※診察、入院、投薬などの診療部分は、保険点数１点あたり 12 円で算定されます。

●「粒子線治療患者紹介用 FAX(1)」（患者紹介用紙）及び各疾患別に用意している「粒子線治療患者紹介用 FAX(2)」（チェック項目と検査項目）へ必要事項を記載の上、兵庫県立粒子線医療センター（FAX：0791-58-2600）宛に送付してください。

（受付時間　9：00 ～ 17：00）

適否判定の結果を翌日（休日は除く）に FAX で返答いたします。

適応がある場合は主治医の先生から患者様に受診日の連絡をお願いいたします。

【重要事項】当センターは治療に特化した病院のため、粒子線治療後は紹介元病院で定期的な検査や診察をお願いすることになります。経過観察をお願いできない場合には治療が困難となりますのでご了承下さい。

お問い合わせ：

兵庫県立粒子線医療センター　TEL：0791-58-0100（代表）　http://www.hibmc.shingu.hyogo.jp/

FAX：0791-58-2600